パブリック・コメント手続（意見募集）

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の一部改正について

意見募集期間

令和８年（2026年）

11月11日（水）～12月１日（火）

お問い合わせ先：民生局福祉こども部子育て支援課

電話046-822-8224（直通）

横　須　賀　市

YOKOSUKA

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

（1）市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
（2）公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
（3）お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

これまで本市は質の高い保育体制の確保のため、国よりも手厚い配置基準とし、さらに年齢配置基準とは別に１人の　配置を必須とする市の独自基準を設けていましたが、国の基準が市の独自基準を上回り、質の高い保育体制が国の基準で確保できるようになったことから、市独自の基準である加配基準は廃止します。

また、本市では、認定こども園には適用されておらず、保育所のみに適用される市独自の必須の配置基準が設けられており、同じ子どもを受け入れる場合でも、認定こども園との職員配置に差が生じていることから、基準を合わせるため、当該基準を廃止します。

つきましては、改正内容について市民の皆様のご意見等を募集いたします。

《改正する条例》

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例

【目　次】

◆　児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の一部改正について…… 2

◆　条例の施行日 …… 3

◆　意見の提出方法 …… 4

◆児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の一部改正について

１　改正する条例

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例

２　改正の内容

（１）年齢別配置基準に加えて１名の職員を必要とする規定を削除します。

（２）障害児１名につき0.2名の職員配置を必要とする規定を削除します。

保育所（150人定員）配置基準の比較

	児童数	基準（見直し前）	人員配置	基準（見直し後）	人員配置
０歳	10人	2.57：１	3.8	2.57：１	3.8
１歳	10人	4.5：１	2.2	4.5：１	2.2
２歳	10人	5.2：１	1.9	5.2：１	1.9
３歳	40人	18：１	2.2	15：１	2.6
４・５歳	80人	27：１	2.9	25：１	3.2
保育士加配	－	1	1	－	－
			14		14
障害児加配	－	0.2	0.2	－	－

◆改正条例の施行日

令和10年４月１日（予定）

意　見　の　提　出　方　法

１　提出期間　令和８年（2026年）11月11日（水）から12月１日（火）まで

２　あ て 先　民生局福祉こども部子育て支援課　施設支援係

３　提出方法

（１）書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。

（２）市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

・（市内在勤の場合）勤務先名・所在地

・（市内在学の場合）学校名・所在地

・（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項

・（本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）
　利害関係があることを証する事項

（３）次のいずれかの方法により提出してください。

ア　直接持ち込み

・民生局福祉こども部子育て支援課（横須賀市役所はぐくみ館５階）

・市政情報コーナー（横須賀市役所２号館１階34番窓口）

・各行政センター

イ　郵送

〒238－8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市役所　民生局福祉こども部子育て支援課

ウ　ファクシミリ

０４６－８２７－０６５２

エ　電子メール

cfgi-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、速やかに公表いたします。